

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成27年(2015年)8月23日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 8月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 8月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】業務を停止したZ薬局の債権者Xが,Y(国民健康保険団体連合会)らに対し調剤報酬の支払いを求めた。調剤報酬請求権の代位行使は禁止されていない,Yらによる審査・金額の確定は停止条件ではない等として,支払額が確定出来る限度でXの請求を認容(平成26年12月11日札幌高裁平成26年(ネ)第282号)

【2】自身が相続すべき財産が存在しないと信ずる相当の理由があって,被相続人死亡の3ヶ月以内に相続放棄しなかった場合,熟慮期間の起算日は相続債務の存在を知った時と解するべきであるとされた事例(平成27年2月16日福岡高裁平成26年(ラ)第410号)

【3】Yは,自宅が全焼したのは保険契約者A(Xの同居の息子)の放火によるとして故意免責を主張。XはAが放火当時飲酒し精神障害に罹患しており故意免責の規定は適用されないと主張したが,Aの意思決定能力の喪失若しくは減弱が認められなかった事例(平成27年2月27日大阪高裁平成26年(ネ)第2565号)

【4】東日本大震災の際,銀行勤務の行員らが3階(塔屋)に避難したが津波により死亡・行方不明になり,その遺族らが銀行に対し損害賠償請求をした。銀行がその屋上を避難場所としたことは不合理ではなく安全配慮義務にも違反しないとして,請求棄却,控訴も棄却(平成27年4月22日仙台高裁平成26年(ネ)第92号)

【5】X会社の代表者Aは,X所有の車両を運転中,トンネル入口の壁面に衝突して死亡した。遺書は無く,保険会社Yは,Aの自殺,若しくは重過失による免責を主張したが,X会社の経済状況,Aの死亡前の言動等から,保険会社の免責主張が認められなかった事例(平成25年10月4日福井地裁平成25年(ワ)第232号)

【6】高校生Aは定期試験でのカンニングを注意された後に,校舎4階窓から転落死亡した。Aの両親Xらは独立行政法人日本スポーツ振興センターYに死亡見舞金の支払いを請求したが,Yは不支給事由の「故意に死亡したとき」として支払を拒否,これが認容された(平成26年5月30日東京地裁平成23年(ワ)第14933号)

(知的財産)

【7】特許出願人である原告が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた事案。被告による「本件書面1は審判請求書の添付書類であって独立した書類ではないから正式な手続補正書に該当しない」との主張は理由がなく手続補正書と認めるのが相当として審決を取消した(平成27年7月16日知財高裁平成26年(行ケ)第10158号)

【8】「のらや」の本件商標登録を受けた被告に対し,原告が本件商標は商標法4条1項7号,10号及び19号に該当するとして本件商標登録無効を求めたところ請求不成立との審決がされたため,原告はそれを不服として審決取消訴訟を提起し,原告請求が認容された(平成27年8月3日知財高裁平成27年(行ケ)第10023号)

【9】女性芸能人の写真に裸の胸部のイラストを合成した画像を雑誌に掲載した出版社に対し,原告らは(1)パブリシティ権(2)人格権(3)人格的利益を侵害すると主張。原審は(1)を否定(2)(3)の侵害については認容した。これを不服とする控訴は棄却された(平成27年8月5日知財高裁平成27年(ネ)第10021号)

【10】特許出願人である原告が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた事案であって,審決は補正発明と引用発明との相違点の認定に誤りがあり,認定の相違点の容易想到性を判断せずに補正発明の進歩性を否定したものであるとして審決を取消した事例(平成27年8月6日知財高裁平成26年(行ケ)第20231号)

(民事手続)

【11】Yに対する訴訟に敗訴して訴訟費用の負担を命じられたXが,Yのドイツ,ポーランド在住の証人の出廷旅費がビジネスクラス料金で算定されていたため異議申立をしたところ,同旅費は移動距離及び移動時間の長さ等を勘案して妥当とされた事例(平成27年2月9日東京高裁平成26年(ラ)第2191号)

(刑事法)

【12】被告人が出産した新生児を殺害・遺棄して公訴提起された事案。作為による形態と不作為による形態の死体遺棄罪が証拠上認められる場合には作為犯を端的に認定すれば足り、作為犯として構成した場合に公訴時効が完成しているとして死体遺棄につき免訴を言渡した(平成25年3月22日大阪地裁平成24年(わ)第3900号,平成24年(わ)第4586号)

【13】弁護人が東京拘置所面会室で被告人の状態をカメラで写したところ拘置所職員が被告人を退室させ、これが弁護士の接見交通権の侵害であるとして国家賠償を求めた事案。本件撮影を理由に被告人を退室させたことの違法性を認め、慰謝料10万円を認容(平成26年11月7日東京地裁平成24年(ワ)第28903号)  
(その他)

【14】妻にDVを働く夫との離婚手続を受任した弁護士Xが、夫の勤務先の上司に夫への指導監督を求めたり夫と上司の勤務先に両者の懲戒を求める申告書を提出したりした。東弁懲戒委員会はXを業務停止2月の懲戒処分とし、Xは同処分の取消を求めたが棄却された(平成25年5月8日東京高裁平成24年(行ケ)第3号)

【15】X社は保険代理業Aに紛争の相談をしたところAから顧問契約の締結を提案され、顧問料、相談料、書類作成料等を支払った。XはAが弁護士法72条等に違反するとし支払済の顧問料等につき返還請求したところ、顧問契約は無効であるとして請求の全額が認容された(平成27年1月19日東京地裁平成26年(ワ)第3089号)

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民法】

#### (1) 札幌高判平成26年12月11日 判例タイムズ1413号166頁

平成26年(ネ)第282号 調剤報酬等請求控訴事件(控訴棄却, 上告, 上告受理申立)

Z保険薬局の債権者X(滞納賃料等の請求権を有する)は, 同薬局が業務を停止し代表者が所在不明となったため, 薬局内にあったパソコンのデータ, レセプトを基に, Y(北海道国民健康保険団体連合会)らに対し, Z保険薬局に代位して調剤報酬約326万円の支払いを求めた。原判決は, 調剤報酬請求権は保険薬局が療養担当規則の各規定(処方せんの確認, 処方せんに基づいた調剤等)に従った調剤を行った時点で発生するものであり, Yらの審査を経ることは停止条件ではないとし, 上記要件を充たすと認められる調剤報酬約80万円の支払いを命じた。本判決は, 調剤報酬請求権は債務者の一身専属権ではない, 支給手続を定める健康保険法76条等は代位行使を禁止していない, Yらの審査により支払額が確定できる限りXが請求したとしてもYらにとりたてて不利益は生じない, Yらによる審査, 金額の確定は請求後の過程として当然に予定されているものであって停止条件ではない等とし, 控訴を棄却した。

#### (2) 福岡高決平成27年2月16日 判例時報2259号58頁

平成26年(ラ)第410号 相続放棄申述受理申立却下の審判に対する抗告事件(認容(確定))

昭和63年6月21日, 被相続人Aが死亡した。Aの子であるXらは, 原審家庭裁判所に対して, 平成26年7月23日, 相続放棄の申立を行ったが, 原審は, 民法915条1項の熟慮期間の起算日を被相続人の死亡日としたが, 本判決は, Aの妻B(Xらの母)が相続財産の全てを相続し, Aと共に進んでいた蒲鉾製造事業を継続したいとのBの意向があり, 実際にBがその事業を承継したという状況を踏まえると, Xらが自身が相続すべき財産は存在しないものと信じたために, 死亡の3ヶ月以内に相続放棄をしなかったものであり, Xらがそのように信じたことについては相当の理由がある, そして, 起算日は, 相続債務(連帯債務)が存在する時を知った時と解するべきであり, 本件では, Xらは事業に関与したことが無く, Aが連帯保証をした時には, Aとも離れて生活をしており, 何らかの相続債務があるとは認識しておらず, 認識することは困難であったと認められ, 熟慮期間の起算点は, Xらが, 債権者から貸付債権の償還に係る状況説明会を開催する旨の通知を受領した日の翌日であるとして, 平成26年5月14日を起算日とし, 相続放棄の申述を受理した。

#### (3) 大阪高判平成27年2月27日 判例時報2259号46頁

平成26年(ネ)第2565号 保険金等請求控訴事件(控訴棄却(確定))

被保険者であるXが保険会社Yに対して自宅が火災により全焼したことを理由に保険金請求を行った事案。Yは, 自宅が全焼したのは保険契約者であるA(Xの同居の息子)の故意行為(放火)によるものであるとして故意免責を主張したが, これに対し, Xは, Aが, 2年半もの間, 複数の病院において入退院を繰り返し, アルコール関連の身体疾患の診断, 治療等を受けていたもので, 放火当時も飲酒し, 精神障害に罹患しており, 自由な意思決定をなし得ない状態であったから, 故意免責の規定は適用されないとして争った。

原審は, Xの請求を棄却し, 控訴審においても, 原判決を支持し控訴を棄却した。

原判決は, 保険契約者が精神障害に罹患しており, 自由な意思決定をなし得ない状態とは, 保険契約者が意思決定能力を喪失していた場合のほか, 同能力を著しく減弱していた場合を含むとして, Aの事故当時の状況を具体的に検討し, 本判決も原判決の検討内容を支持した。すなわち, Aは, 事故当日, 飲酒しており, 「はやくしろ」という幻聴が聞こえ, 恐怖を感じ放火したとしているが, 採用された鑑定からすれば, 単純酩酊, 複雑酩酊(生氣的興奮が激しく外的態度は乱れ, 平素の人格とは異質な粗暴な面が出現しやすいが, 状況に対する見当識は保たれ, 外界に対する態度もほぼ適切で周囲からみると了解可能のように見え, 幻覚や妄想は認められず, 記憶欠損が認められるが広汎なものではない状態, 心神耗弱と結び付きやすい), 病的酩酊(幻覚や妄想を伴い, 著しい健忘を示し, 完全な見当識障害を呈することが多い状態, 心神喪失に結び付きやすい)のうち, 少なくとも病的酩酊の状態ではなかったと判断し, 複雑酩酊ないし心神耗弱状態にあったとの主張についても原判決の判断理由を支持し, Aが放火の行為態様の核心部分の記憶を保持し, この際の行動に不合理な点はないことから否定した。

#### (4) 仙台高判平成27年4月22日 判例時報2258号68頁

平成26年(ネ)第92号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却(上告・上告受理申立))

東日本大震災の際, 銀行の女川支店に勤務する行員らが, 同支店の3階の塔屋まで避難したものの, 津波により流されて死亡あるいは行方不明になったため, 被災者の遺族が銀行に対し安全配慮義務違反があったとして, 債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償請求した事案において, 裁判所が, (1)想定された津波の高さ, 支店の建物の構造及び避難場所追加の趣旨に照らし, 銀行が支店の屋上を避難場所として追加したことは不合理ではない, (2)銀行において支店の屋上を超えるほどの高さの津波が襲来する危険性を具体的に予見することが可能であったとは認められな

いから、安全配慮義務違反があったと認めることはできない、(3)その他の遺族らの主張によっても銀行の安全配慮義務違反があったとは認められない、などと判示して、請求棄却の第1審判決を相当と認め、控訴を棄却した事例。

#### (5)福井地判平成25年10月4日 判例時報2259号108頁

平成25年(ワ)第232号 保険金請求承継参加申出事件(認容,控訴棄却(確定))

X会社の代表者である訴外Aが、Xが所有する車両を運転中、トンネル入口の壁面に衝突し、死亡した。Xは、グループ傷害保険と業務災害総合保険契約を締結しているYに対して、死亡保険金4850万円の支払を求めた。Yは、Xが大幅な債務超過にあり、負債の清算を目的とした自殺ないしは重大な過失による事故であると主張した。

本判決は、Aは、事故当日、後日のために自ら進んで次々に精力的に他者に働きかけており、また、事故に至るまでの間、逡巡のいとまさえ見出し難いから、自殺とみることは困難であり、壁面に正対する形で減速せずに衝突したという事故態様についても事故現場の状況からは、ハンドル操作の誤り等様々な要因が考え得るのであり、故意による事故であると推認は出来ず、債務超過については、全般的に不況下にある建設業界の中小企業の中で、Xは当面の資金繰りの目処が立っている状況であるから、債務超過が自殺の誘引となったとは認められず、高額な保険料を負担していることについては、一つを除いて、従前の契約を更新していたのみであったことから、高額な保険料を負担していたことをもって、自殺を図る者の行動とはいえないとしてAの故意又は重過失を否定し、Xの本訴請求を認容した。

#### (6)東京地判平成26年5月30日 判例タイムズ1413号304頁

平成23年(ワ)第14933号 損害賠償等請求事件(請求棄却,控訴)

高校3年生の男子生徒Aは定期試験におけるカンニング行為発覚後、職員室に向かう途中、荷物を取りに行くように指示された教室のある3階を通過し、人気のない4階へと階段を上り、大人の胸ほどの高さにある窓によじ登り外に転落し死亡した。Aの両親Xらは、同死亡事故が、独立行政法人日本スポーツ振興センター法15条1項6号所定の学校の管理下における児童生徒等の災害に該当するとし、Y(独立行政法人日本スポーツ振興センター)に対し、同法施行令3条1項3号規定の死亡見舞金2800万円等の支払いを求めた。同施行令3条7項所定の不支給事由である「生徒が故意に死亡したとき」に該当するか否かが争点となったところ、本判決は、前述した本件事故の発生状況等に照らせば、何らかの外部からの力や不注意等により発生したものと考えるとした上で、事故直前のAは落ち込んだ様子ではあったものの不正行為を叱責された生徒の態度として格別異常ではなく、取り乱して異常な心理状態に陥っていることを示す兆候はなかったこと、混乱・茫然自失、異常な動揺・興奮状態でもなかったこと、Aが過去に精神障害等に罹患していた事実がないことやAの日頃の生活状況、学業への取り組みに対する意欲等に照らすと、Aは本件事故に至る転落行為を認識し、その結果を認容する能力を有していたと推認できるとし、前述した不支給事由に該当するとし、請求を棄却した。

### 【知的財産】

#### (7)知財高判平成27年7月16日 裁判所HP

平成26年(行ケ)第10158号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/237/085237\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/237/085237_hanrei.pdf)

特許出願人である原告が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた事案であって、被告による「本件書面1は審判請求書の添付書類であって独立した書類ではないから正式な手続補正書に該当しない」との主張は理由がなく、手続補正書と認めるのが相当であるとして、審決を取消した事案。

特許法施行規則11条1項は、手続補正書の様式に関し、手続の補正は「様式13」によりしなければならない旨規定している。そこで、本件書面1が様式13に適合するかどうかについて検討するに、本件書面1は、「補正対象項目名」欄と記載すべきところを「補正対象項目」欄と記載し、「代理人」の「識別番号」欄の記載がないほかは、様式13の定めに従った記載がされているものと認められる。

しかるところ、「補正対象項目名」欄の欄名を「補正対象項目」と記載したことは、単なる誤記にすぎず、職権訂正の対象となる事柄であるものと認められる。また、本件書面1には、代理人の「氏名又は名称」欄に記載されたC(在外者である原告の特許管理人)の押印はなく、「識別番号」欄の記載も、識別ラベルの貼付もないが、Cは特許庁の窓口(出願支援課窓口)に訪れて、本件審判請求書とともに、本件書面1を含む書類を提出していること、本件審判請求書の「代理人」の「氏名又は名称」欄には、Cの氏名が記載され、その押印がされていることに鑑みると、上記の点は、窓口の担当者がCに本件書面1への押印を求めることなどにより補正可能な軽微な瑕疵にすぎないものと認められる。そうすると、本件書面1は、本願の特許請求の範囲の補正を内容とする書面であって、様式13に適合する手続補正書と認めるのが相当である。さらに、本件においては、拒絶査定不服審判請求書の「提出物件の目録」欄に、拒絶査定不服審判請求と同時にする「手続補正書」を記載してはならないことを定めた法令が存在することや特許

庁がそのような運用基準を定めて公表していることについての主張立証はない。

以上によれば、本件書面1は、本件審判請求書と同時に特許庁に提出された、本願の特許請求の範囲の補正を内容とする様式13に適合する手続補正書であるから、特許法17条の2第1項4号に基づく補正に係る手続補正書に該当するものと認められる。

#### (8)知財高判平成27年8月3日 裁判所HP

平成27年(行ケ)第10023号 商標権審決取消請求事件(認容)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/262/085262\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/262/085262_hanrei.pdf)

「のらや」の標準文字からなる本件商標登録を受けた(登録第5556037号)被告に対し、原告(請求人)が、本件商標は商標法4条1項7号、10号及び19号に該当するとして、本件商標の登録を無効にすることを求めた審判に対し、本件審判の請求は、成り立たないとの審決を不服とした審決取消訴訟。

被告による本件出願は、原告チェーン店のフランチャイジーである夢の郷社の実質的経営者として、旧A商標に係る商標権を尊重し、原告による当該商標権の保有・管理を妨げてはならない信義則上の義務を負う立場にある被告が、旧A商標に係る商標権が存続期間満了により消滅することを奇貨として本件出願を行い、原告使用商標に係る商標権を自ら取得し、その事実を利用して原告との金銭的な交渉を自己に有利に進めることによって不当な利益を得ることを目的として行われたものといえることができる。本件出願の目的及び経緯に鑑みれば、被告による本件出願は、原告との間の契約上の義務違反となるのみならず、適正な商道徳に反し、著しく社会的妥当性を欠く行為といふべきであり、これに基づいて被告を権利者とする商標登録を認めることは、公正な取引秩序の維持の観点からみても不相当であって、「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護する」という商標法の目的(同法1条)にも反するというべきである。してみると、本件出願に係る本件商標は、本件出願の目的及び経緯に照らし、商標法4条1項7号所定の「公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある商標」に該当するものといえる、として原告の請求は認容された。

#### (9)知財高判平成27年8月5日 裁判所HP

平成27年(ネ)第10021号 パブリシティ権侵害差止等請求控訴事件(原審 東京地裁平成26年(ワ)第7213号)(棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/267/085267\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/267/085267_hanrei.pdf)

1審被告会社が、本件雑誌に、いずれも女性芸能人である1審原告らの肖像写真に裸の胸部のイラスト画を合成した画像を用いた記事を掲載して出版し、販売したことに関し、1審原告らが、かかる行為が同人らのパブリシティ権並びに人格権(肖像権)及び人格的利益(名誉感情)を侵害すると主張した事案で、原審は、上記記事の掲載による1審原告らのパブリシティ権侵害についてはこれを否定し、同人らの人格権及び人格的利益の侵害についてはこれを肯定した判決を不服とした控訴審。

1審原告らは、本件記事における1審原告らの肖像等の使用は、肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用するものであり、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とする場合に当たると主張しており、1審原告らは、いずれも幅広く芸能活動を行い広く知られた女性芸能人であり、本件記事に用いられた1審原告らの肖像等は、顧客吸引力を有するものといえることは事実であるが、本件記事は、1審原告らを含む女性芸能人らの肖像写真それ自体を鑑賞の対象とすることを目的とするものというよりもむしろ、上記肖像写真に乳房のイラストを合成することによって、これらに付された上記のようなコメントやレーダーチャートと相俟って、1審原告らを含む女性芸能人らの乳房ないし裸体を読者に想像させることを目的とするものであるといふべきである。本件記事に1審原告らの肖像等を無断で使用する行為は、肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用するものとはいえず、また、専ら1審原告らの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものと認めることもできず、かかる行為が、1審原告らのパブリシティ権を侵害すると認めることはできない、として、本件控訴は棄却された。

#### (10)知財高判平成27年8月6日 裁判所HP

平成26年(行ケ)第20231号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/264/085264\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/264/085264_hanrei.pdf)

特許出願人である原告が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた事案であって、審決は補正発明と引用発明との相違点の認定に誤りがあり、認定の相違点の容易想到性を判断せずに補正発明の進歩性を否定したものであるとして、審決を取消した事案。

本件補正発明における「分散型ネットワークにおいて、前記分散型ネットワークに参加しているいずれかのデバイスに格納されている第1の写真アルバムであって複数のデジタル写真を含む写真アルバムが修正されたことを検出する手段と、前記検出結果に基づいて、前記分散型ネットワークに参加している、前記デバイス以外のデバイスに格納されている他の写真アルバムであって前記第1の写真アルバムに関係付けられる他の写真アルバムを前記第1の写真アルバムに自動的に同期させる手段と、を備える、分散された写真アルバムの集合を自動的に同期させる装置。」の記載上

では、分散型ネットワークに参加しているデバイスはいずれも、「第1の写真アルバム」が格納されているデバイスとなり得るし、また、「同期させる手段」によって「同期」される写真アルバムが格納されているデバイスとなり得ることとなる。したがって、補正発明の装置においては、分散型ネットワークに参加しているある特定の「デバイス」とそれ以外の「デバイス」と間において、「写真アルバム」変更の検出による関連する他方の「写真アルバム」の自動的な同期が、双方向に行われるものと認められる。

一方、引用発明は、サーバ及びミラーサーバは、更新オブジェクト情報やイベントをその都度受信端末へ提供するが、仮に、受信端末側においてオブジェクトが変更されたとしても、更新オブジェクト情報やイベントが、データベース・サーバないし他の受信端末へ提供されることは想定されていない。すなわち、オブジェクトの変更等の検出による更新オブジェクト情報の提供は、一方向にのみ行われるものと認められる。

そうすると、補正発明と引用発明との相違点は、補正発明の場合は、「分散型ネットワークにおいて、写真アルバムの集合を自動的に同期させる装置」であるのに対し、引用発明の場合は、「分散型ネットワークにおいて、多数のデータベースへデータを同期させる装置」であると認定すべきであるが、審決は、上記認定の相違点の容易想到性を判断せずに補正発明の進歩性を否定したものであるから、特許法29条2項の適用を誤ったものであり、取消しを免れない。

## 【民事手続】

### (11) 東京高決平成27年2月9日 判例時報2257号27頁

平成26年(ラ)第2191号 訴訟費用額確定処分に対する異議申立却下決定に対する抗告事件(抗告棄却(特別抗告))

訴訟費用が発生した基本事件は労働関係訴訟であり、Xらはドイツの銀行Y1の子会社である証券会社Y2の従業員であったが、Y1及びY2に対し訴訟を提起したところ、第一審、控訴審ともにXらの主張を退け訴訟費用はXらの負担とする旨の判決をした。基本事件の判決が確定し、Yらは訴訟費用額確定処分の申立をし、東京地裁書記官はXらに175万円余りを按分支払する旨の処分をしたが、その費用のうちYら側の証人A(ドイツ在住)、B(ポーランド在住)の旅費は航空機のビジネスクラス料金で算定されていることが旅費として相当と認められる額とはいえないとしてXらは異議申立をした。

原決定は、異議申立てを却下した。そこでXらが抗告したのが本件である。本決定は、旅費の額については現に支払った旅客運賃によって算定するとの基準を参酌して裁判所が相当と認めるところによるとし、本件の場合、移動距離及び移動時間の長さからくる負担を考えるとビジネスクラスを利用したことが証人として出廷するための航空機の利用として相応しくないとはいえない、Xらはビジネスクラス利用につき事前に他方当事者の同意を得る等すべきと主張するがそのような手続を定める法令はない等と判断し、Xらの抗告を棄却した。

## 【刑事法】

### (12) 大阪地判平成25年3月22日 判例タイムズ1413号386頁

平成24年(わ)第3900号、平成24年(わ)第4586号殺人、死体遺棄、覚せい剤取締法違反被告事件(殺人、覚せい剤使用及び所持の罪については自首による減刑により懲役3年の有罪、一部免訴、確定)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/823/083823\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/823/083823_hanrei.pdf)

被告人は、平成19年2月上旬頃、自ら出産した新生児を殺害し、死体を遺棄したとして、平成24年9月19日に公訴提起された。検察官は、葬祭義務を果たさないまま死体を放置した不作為による遺棄行為を起訴したものであり、公訴時効の起算点は警察官が死体を発見したときであると釈明したが、本判決は、公訴事実の記載内容(葬祭義務がある旨の不作為犯的な記載とともに、平成19年2月上旬頃から同24年7月16日までの間に4箇所において死体をタオルで包みポリ袋に入れる等して放置した旨の作為犯的な記載もある)に加え証明予定事実記載書の内容等を総合した上で検察官の訴追意思を合理的に解釈すれば、公訴事実記載の隠匿行為は明らかに作為による死体遺棄罪の構成要件に該当すること、作為による形態と不作為による形態の死体遺棄罪が証拠上認められる場合には作為犯を端的に認定すれば足り、検察官も通常そのことを念頭に置いて訴訟活動を遂行している筈であること、作為犯として構成した場合には公訴時効が完成しているにもかかわらず、同じ死体遺棄罪をもっぱら不作為犯として構成することにより半永久的に時効が完成しないことになるのは不都合であることを指摘し、本件死体遺棄罪の公訴事実を作為の形態と不作為の形態の複合的な行為を設定したものと解釈した上で、本件死体遺棄罪の公訴時効の起算点は、死体を知人宅から被告人宅に移動させて隠匿した平成19年2月頃であり、公訴時効が完成しているとして、死体遺棄につき免訴を言い渡した。

**(13)東京地判平成26年11月7日 判例時報2258号46頁**

平成24年(ワ)第28903号 国家賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

弁護人が東京拘置所の面会室内にデジタルカメラを持ち込んだところ,被告人の体が小刻みに震える等していたため,その様子を撮影すべくデジタルカメラで撮影したところ(本件撮影),これを目撃した拘置所職員が面会室に入り,撮影した写真のデータの消去を求め,弁護人がこれを拒否したため,拘置所職員が被告人を面会室から退室させ,接見を中断・終了させたこと(本件措置)につき,弁護人が,接見交通権の違法な侵害であると主張し,国家賠償請求として1000万円の支払を求めた事案。裁判所は,刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(収用法)は,弁護人等との面会の場合にあっては「刑事施設の規律及び秩序を害する行為」(以下「規律等侵害行為」)に限りこれを制止し,又は面会を一時停止させることができ,更に面会を継続させることが相当でない場合には面会を終わらせることができる旨規定している(同法117条,113条1項,同2項)ところ,憲法上の保障に由来する接見交通権を制約することとなるため,規律等侵害行為を理由に面会を一時停止又は終了させることができるのは,遵守事項に違反する行為等を行うことにより,具体的事情の下,未決拘禁者の逃亡のおそれ,罪証隠滅のおそれ,その他の刑事施設の設置目的に反するおそれが生ずる相当の蓋然性があると認められる場合に限られると解すべきであるとした上で,本件撮影は東京拘置所が定めた遵守事項に違反しているところ,証拠保全目的の本件撮影は接見交通権に含まれるものとして保障されているものとは言えないが,本件撮影によって逃亡や罪証隠滅のおそれ等が生ずる相当の蓋然性があるとは認められないから,本件撮影を理由に本件措置をとることはできず,収用法117条が準用する113条1項に反した違法がある等と判示し,慰謝料10万円を認めた。

**【その他】**

**(14)東京高判平成25年5月8日 判例タイムズ1413号152頁**

平成24年(行ケ)第3号 裁決取消等請求事件(一部訴え却下,一部請求棄却,上告,上告受理申立)

東京弁護士会所属の弁護士Xは,Aから夫BのDVの相談を受け離婚手続を受任した当日にBに架電し自宅からの退去を求めた。Bは自宅に戻ったが玄関ドアのチェーンが掛かっておりドアを強く引っ張ったところ同チェーンのレールが歪んだ。Xは翌日にBの勤務先の上司Cに対しBが傷害罪,器物損壊罪の犯罪行為を行っていると話し( ),その後,BCの職場である某省の大臣官房に対し,BCについて懲戒処分を求める申告書を提出した( )。東弁懲戒委員会は

いずれも弁護士法56条1項の「品位を失うべき非行」に当たるとして業務停止2月の懲戒処分とした。Xは日弁連に審査請求したが棄却されたため,同処分の取消し等を求めた。本判決は, につき,Cに指導を求めることはCにはAB夫婦間の私的な事項につき指導監督する権限はないことからすれば的外れである,Bの暴力行為の危険性に対しては一時避難のうえDV法10条による保護命令の申立てが可能であり自力救済として違法性が阻却されるものでもない等とし, についても,BCの社会的評価を低下させるものであり,AB夫婦間の私的な出来事を指摘するもので公共の利害にも関わらないので違法性を欠くとは言えない,CにはBの家庭内での行為について調査指導する権限及び義務はないこと等からすればCに監督責任の懈怠があったとする主張は的外れでありCの名誉・信用を毀損するとし,いずれも「品位を失うべき非行」に当たるとした上で,処分内容も社会通念上著しく妥当性を欠くものとは言えない等とし,訴えを棄却する等した。

**(15)東京地判平成27年1月19日 判例時報2257号65頁**

平成26年(ワ)第3089号 不当利得返還請求事件(認容)

X株式会社は,エレベーター保守管理業を営み,Aは保険代理業を営み,保守管理業者の事業協同組合の組合員に保険契約の斡旋を行っていた。XはAに紛争の相談をしたところAから顧問契約の締結を提案され,Xの経営活性化全般への指導助言,関連する対外折衝を含む全般を対象とする顧問契約を締結し顧問料,相談料,書類作成料等を支払った。XはAの行為が弁護士法72条本文,民法90条に違反すると主張し,Aに対し(A死亡により妻Yが承継)支払済みの顧問料等につき不当利得の返還を請求した(請求額482万5875円)。

本判決は,Aが法的紛争の解決能力においてあたかも弁護士以上の能力を有しているかのように振る舞って顧問契約を締結させ,弁護士報酬にも匹敵する高額の金員を支払わせ,裁判関係の書類の作成等を行っていたとし,これらの行為が弁護士法72条本文の法律事務を取り扱ったものにあたり,顧問契約が同条本文に違反する事項を目的とする契約として民法90条により無効である等として請求を全額認容した。



## 【紹介済判例】

知財高判平成25年1月31日 判例タイムズ1413号199頁

平成24年(ネ)第10052号 職務発明対価支払請求控訴事件(一部変更,一部控訴棄却,上告,上告受理申立)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/940/082940\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/940/082940_hanrei.pdf)

法務速報142号6番で紹介済

福岡高判平成25年9月10日 判例時報2258号58頁

平成25年(ネ)第505号・同672号 弁護士照会等回答拒否に対する損害賠償請求控訴,同附帯控訴事件(取消(確定))

法務速報158号26番で紹介済

最一決平成27年2月2日 判例時報2257号109頁

平成26年(あ)第1422号 公務執行妨害被告事件(上告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/013/085013\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/013/085013_hanrei.pdf)

法務速報168号12番で紹介済

最一決平成27年2月2日 判例タイムズ1413号101頁

平成26年(あ)第1422号 公務執行妨害被告事件(上告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/013/085013\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/013/085013_hanrei.pdf)

法務速報168号12番で紹介済

東京地判平成27年2月18日 判例時報2257号87頁

平成25年(ワ)第21383号 不正競争行為差止等請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/904/084904\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/904/084904_hanrei.pdf)

法務速報167号35番で紹介済

最一判平成27年2月19日 判例時報2257号106頁

平成25年(受)第650号 株主総会決議取消請求事件(上告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/875/084875\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/875/084875_hanrei.pdf)

法務速報167号9番で紹介済

最一判平成27年2月26日 判例タイムズ1413号88頁

平成26年(受)第1310号 懲戒処分無効確認等請求事件(破棄自判)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/883/084883\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/883/084883_hanrei.pdf)

法務速報167号32番で紹介済

最一判平成27年3月4日 金法2022号94頁

平成24年(受)第1478号 損害賠償請求事件(上告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/909/084909\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/909/084909_hanrei.pdf)

法務速報167号33番で紹介済

最三判平成27年3月10日 判例時報2257号24頁

平成25年(行ツ)第230号 国籍確認請求事件(上告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/928/084928\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/928/084928_hanrei.pdf)

法務速報167号31番で紹介済

最三判平成27年3月10日 判例時報2259号127頁

平成25年(あ)第755号 営利誘拐幫助,逮捕監禁幫助,強盗殺人幫助,殺人被告事件(棄却)

法務速報167番23号で紹介済

最三判平成27年3月10日 判例タイムズ1413号83頁

平成25年(行ツ)第230号 国籍確認請求事件(上告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/928/084928\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/928/084928_hanrei.pdf)



法務速報167号31番で紹介済

最一決平成27年3月26日 判例タイムズ1413号95頁

平成26年(許)第39号 株式買取価格決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/016/085016\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/016/085016_hanrei.pdf)

法務速報168号7番で紹介済

最二判平成27年3月27日 判例時報2258号39頁

平成25年(才)第1655号 建物明渡等請求事件(上告棄却)

法務速報168号17番で紹介済

最二判平成27年3月27日 金法2023号110頁

平成25年(才)第1655号 建物明渡等請求事件(上告棄却)

法務速報168号17番で紹介済

## 2. 平成27年(2015年)8月23日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・参法 189 11

公職選挙法の一部を改正する法律

・・・参議院選挙区選出議員の各選挙区で選挙すべき議員の数の是正を行うこと,2の都道府県の区域を区域とする選挙区を設けること,右選挙区において行われる選挙に関し,選挙運動の数量に係る制限等の特例を設けること等を定めた法律。

・閣法 189 61

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の等の一部を改正する法律

・・・中小企業の後継者が贈与を受けた株式等を関係者の合意により遺留分の算定の対象から除外等する制度における後継者の範囲の拡大,小規模企業共済制度において親族が事業を承継した場合の共済金の支給額の引き上げ等を定めた法律。

### 3.8月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

小林明彦/道垣内弘人 編 有斐閣 230頁 2,880円  
ジュリスト増刊 実務に効く 担保・債権管理判例精選

園部厚 著 青林書院 242頁 3,240円  
交通事故物的損害の認定の実際 理論と裁判例

藤井伸介 編集 新日本法規 358頁 4,428円  
Q&A遺言執行トラブル対応の実務

大塚和成/柿崎環/中村信男 著 青林書院 400頁 4,752円  
内部統制システムの法的展開と実務対応

法曹親和会民法改正プロジェクトチーム 編/児玉隆晴/伊藤 元 編集代表 信山社 204頁 1,728円  
民法(債権関係)改正法案のポイント解説 新旧条文対照表付

#### 4.8月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

高中正彦/市川充/堀川裕美/西田弥代/関理秀 著 ぎょうせい 226頁 3,240円  
東弁協叢書 弁護士の周辺学 実務のための税務・会計・登記・戸籍の基礎知識

高谷知佐子/上村哲史 著 青林書院 352頁 4,428円  
最新青林法律相談 2 秘密保持・競業禁止・引抜き法律相談

神崎満治郎 著 日本加除出版 404頁 3,780円  
実務解説 わかりやすい商業登記のポイント

全国社会保険労務士会連合会 編 中央経済社 425頁 2,808円  
労働基準法の実務相談 平成27年度 平成27年4月1日現在

福井健策/二関辰郎 著 著作権情報センター 228頁 2,484円  
エンタテインメントと著作権 初歩から実践まで ライブイベント・ビジネスの著作権

## 5. 発刊書籍<解説>

「ジュリスト増刊 実務に効く 担保・債権管理判例精選」

不動産担保の取得,不動産担保の取得後,実行前の管理,不動産担保の実行,非典型担保,留置権について,実務における判例法理について解説されている。

「最新青林法律相談 2 秘密保持・競業避止・引抜き of 法律相談」

秘密保持義務・営業秘密の意義,保護,在職中,退職後の秘密保持義務,企業間の秘密保持義務,救済,競業防止義務,在職中,退職後の競業防止義務,勧誘引抜きの法的性格,救済などが,Q&A方式で解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。